

税法実務講座

令和8年4月確定法令準拠

税法入門

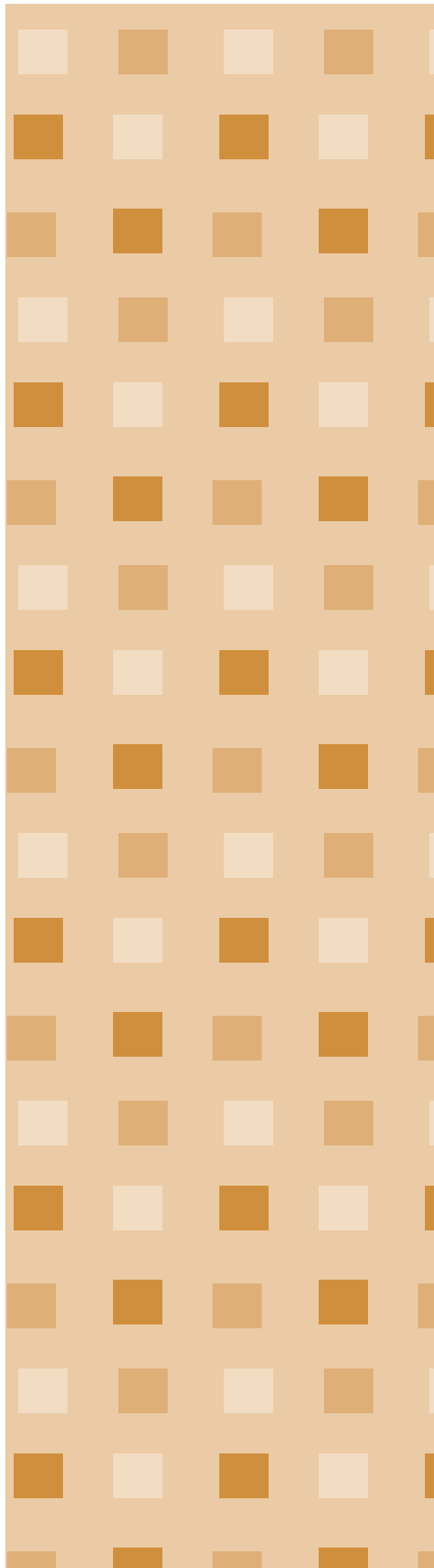
消費税

TAC

プロの実務を
サポートする

PRCnet

株式会社プロフェッションネットワーク



税法入門「消費税」

CONTENTS

第1章 消費税の概要

テーマ1	消費税とは	2
	■消費税は一言でいえば買い物税	
テーマ2	内国消費税とは	4
	■内国消費税とは日本で課税される消費税	
テーマ3	納税の仕組み（国内取引）	6
	■消費税を負担するのは消費者	
テーマ4	申告書の提出（国内取引）	12
	■消費税は期限までに納付する	
テーマ5	納税義務者（国内取引）	16
	■消費税を税務署に支払うのは事業者	
テーマ6	輸入取引	28
	■消費税を負担するのは輸入をした者	
テーマ7	総額表示	30
	■総額表示の義務付け	

第2章 課税の対象

テーマ1 課税の対象（国内取引） 32

■消費税の対象取引は買物行為

テーマ2 不課税取引（国内取引） 38

■取引要件を満たさないものは不課税取引

テーマ3 課税取引（国内取引） 42

■ほとんどの取引は課税される

テーマ4 非課税取引（国内取引） 46

■非課税取引は限定列挙

テーマ5 課税標準額（国内取引） 54

■課税標準を構成するのは課税取引

テーマ6 輸入取引 58

■消費税の対象取引は買物行為

テーマ7 税率 60

■標準税率と軽減税率

第3章 売上げに係る対価の返還等

テーマ1 売上返還等① 64

■売上げのマイナスは申告書で控除

テーマ2 売上返還等② 66

■マイナスとなったら直ちに控除

第4章 貸倒れに係る消費税額

テーマ1 貸倒れ等① 72

■売上代金の貸倒れは申告書で控除

テーマ2 貸倒れ等② 74

■貸倒れたら直ちに控除

第5章 控除対象仕入税額（原則）

テーマ1 控除対象仕入税額① 78

■支払った消費税は申告書で控除

テーマ2 控除対象仕入税額② 80

■会計とは違う消費税の売上げと仕入れ

テーマ3 控除対象仕入税額③ 96

■仕入れをしたら直ちに控除

第6章 仕入れに係る対価の返還等

テーマ1 仕入返還等① 102

■仕入れのマイナスは申告書で加算

テーマ2 仕入返還等② 104

■マイナスとなったら直ちに加算

第7章 控除対象仕入税額（特例）

テーマ1 簡易課税① 110

■控除対象仕入税額を簡便計算する

テーマ2 簡易課税② 112

■簡易課税の選択には届出が必要

テーマ3 簡易課税③ 116

■割合（みなし仕入率）は法定されている

テーマ4 簡易課税④ 124

■みなし仕入率を研究する

テーマ5 簡易課税⑤ 128

■2種類以上の事業を営む場合の原則

テーマ6 簡易課税⑥ 130

■2種類以上の事業を営む場合の特例

付録 確認総まとめチェック問題

テキストの構成

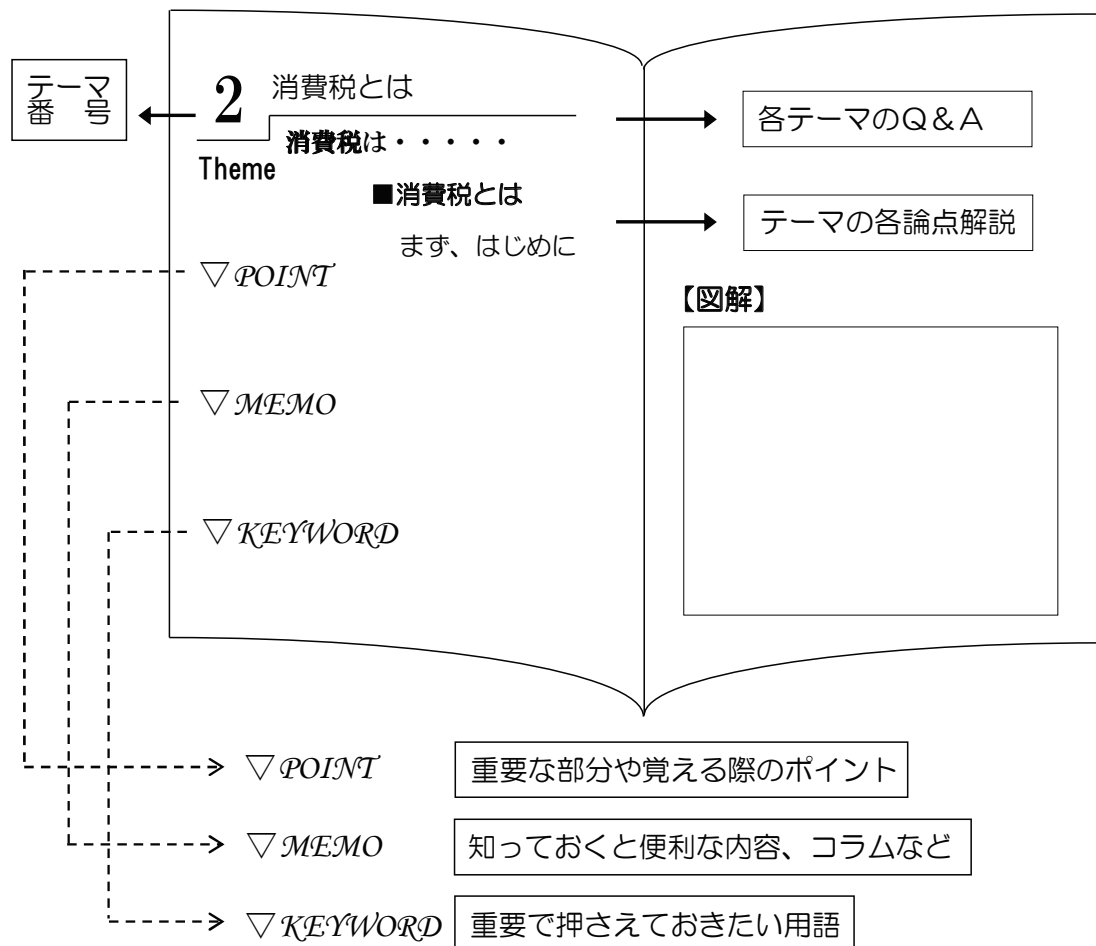
■消費税入門の学習を始めるにあたって

消費税は、皆さんが日常の買い物をする際に課される最も身近な税金の一つです。

消費税を直接負担しているのは皆さん消費者ですが、実際に国などに納めるのは商品を販売したお店側となります。

本講座では、実務的にも重要な消費税をできるだけ分かりやすく解説し、実践力を養成します。

【レジュメの構成】



■本講義・テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和8年4月現在の施法令等（令和8年度法令準拠）に基づいて作成しております。

<MEMO>

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for a memo or note. The box is white with a thin black border and occupies the majority of the page below the header.

第1章 消費税の概要

1

消費税とは

消費税は一言でいえば買い物税！

Theme

▽POINT

消費とは

「買い物」の先には必ず「消費行為」が存在する。

「消費」とは、何かを費やし、何かを消す、と書くが、お金を使って何かをする、と考えればよい。

▽MEMO

導入の経緯

消費税は平成元年に導入され、当初は3%の割合で課税されていたが、その後、平成9年の改正による税率アップを経て5%となり、平成26年4月1日からは8%の割合で課税されている。

「金あるところに税金あり」という諺があるように、国や地方自治体は様々な理由をつけて課税しようとするものである。

消費税は非常に大きな財源として国などにとっても魅力ある商品のひとつなのである。

なお、令和元年10月1日からは税率10%となっている。

■消費税とは何か

まず、はじめに消費税でいうところの消費とは、皆さんが毎日行う「買い物」と考えてみてください。

百貨店で食料や衣料品を買う。書店で本を買う。すべて普段の「買い物」です。

そして、このような「買い物」の先には「消費」という行為が存在します。ご飯を食べる。服を着る。本を読む。すべて広い意味での「消費行為」と呼ぶことができます。

消費税では、これらの「買い物」を「消費」の前提取引と考えて、「買い物」の時点で一律に10%（8%）の税を徴収することにしているのです。

■消費税はなぜ課税される

次に、消費税が課税される理由について考えてみましょう。

この理由は単純なもので「買い物」できる人はお金を持っているのだから、購入代金の10%ぐらいは消費税を負担し、財政に協力してください、というものです。

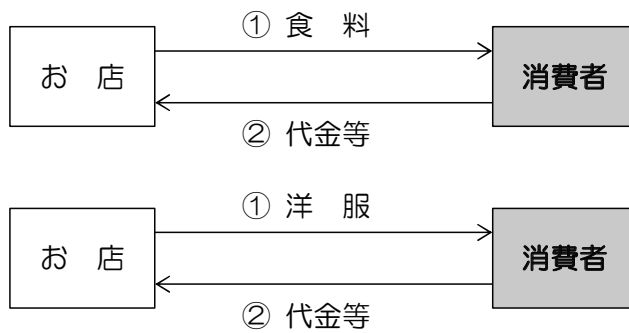
裏を返せば、消費税を負担するのは皆さん消費者一人一人ということにもなるのです。

その結果として、平成元年に消費税が導入されてからは、皆さんは財布からお金を出すたびに消費税を負担していることになるわけです。

【消費の具体的行為】

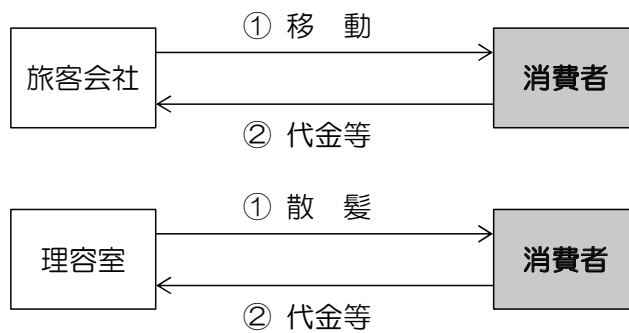
(1) 商品等の消費・使用

皆さんが食料や衣料品などを購入する行為がこれにあたります。



(2) サービスの消費・使用

皆さんが電車に乗ったり、理容室で髪を切ってもらう行為がこれにあたります。



2

内国消費税とは

内国消費税とは日本で課税される消費税！

Theme

▽KEYWORD

消費地課税主義

消費税は商品等が消費された場所で課税されるわけであるが、このことを特に「消費地課税主義」と呼んでいる。

この考え方に基づき一の物品等に対して国をまたぎ国際的に消費税が重複して課税されることが防止されている。

▽MEMO

輸出免税等

輸出取引は結果的に消費税が課税されないという点では国外取引と同様であるが、消費税の納税計算にあたり一定の場合には使用されることもある。

■内国消費税の対象とされる取引

内国消費税とは、文字どおり日本国内で課される消費税のことをいうのですが、考え方としては次のようになります。

消費税は前述したとおり「消費」の事実に着目して課税が行われるものですから、**消費された国で、その国の消費税が課税されるべきです。**

具体的に日本で消費が認識される取引については、日本の消費税の対象とされますし、フランスで消費が認識される取引については、フランスの消費税の対象とされます。

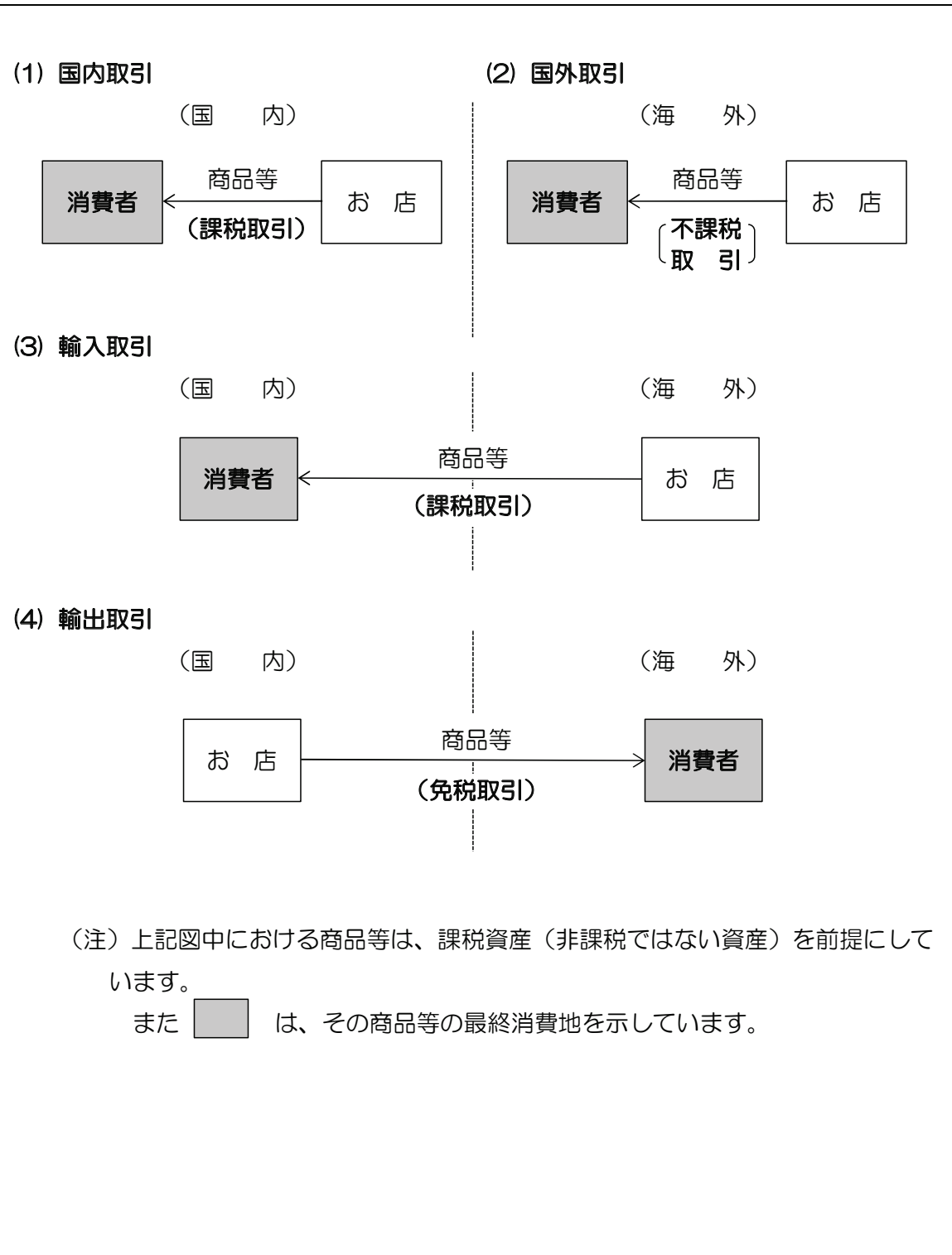
従って、取引全体を(1)国内取引、(2)国外取引、(3)輸入取引、(4)輸出取引の4つに大別した場合、単純に**日本の消費税が課税されるのは(1)の国内取引と(3)の輸入取引**ということになるわけです（次頁参照）。

なお、本書においては「内国消費税」を以後、「消費税」と記載しています。

■輸出取引

輸出取引は、最終的な商品等の消費地が海外であることから、日本の消費税は免除することとされており、消費税では特に「免税取引」と呼んでいます。

【国際間にわたる取引】



3

納税の仕組み(国内取引)

消費税を負担するのは消費者！

Theme

▽POINT

多段階累積控除

国内における流通の各段階において、二重三重に消費税が課税されないようにするために、事業者が税務署に納付すべき消費税は、各々の事業者が「預った消費税」から「支払った消費税」を控除した金額とされている。

▽MEMO

(1) 課税標準(税抜価格)

税法においては、税率適用前の金額のことを特に「課税標準」と呼んでいるが、国内取引に係る消費税の課税標準は原則として「取引の際、当事者間で実際授受することとした対価の額」と規定されている。

消費税は買い物をできる資金力に着目して課税が行われる租税であるから当然のことといえるだろう。

(2) 納税義務者

税務署等に申告書を提出する義務のある者を総称し、納税義務者と呼んでいる。消費税では、事業者がこれに該当する。

(3) 担税者

実際に税金を負担する者であり、消費税では消費者がこれに該当する。

■消費税の流れ1

消費税は、次頁(1)の図のように事業者の販売する商品等の販売価格に上乗せさせて最終的に商品等を消費する消費者に負担させる形式を採っています。

■消費税の流れ2

取引が多段階にわたる場合には、次頁(2)の図のように事業者が商品等の販売を行う都度、販売先から消費税を預かり、実質的に手元に残った消費税を税務署に納める形式を採っています。

つまり同一の商品等に二重三重に税が課税されないように流通の各段階において、各々の事業者が「販売先から預った消費税」から、「購入先に支払った消費税」を控除した残額を納付することになっています。

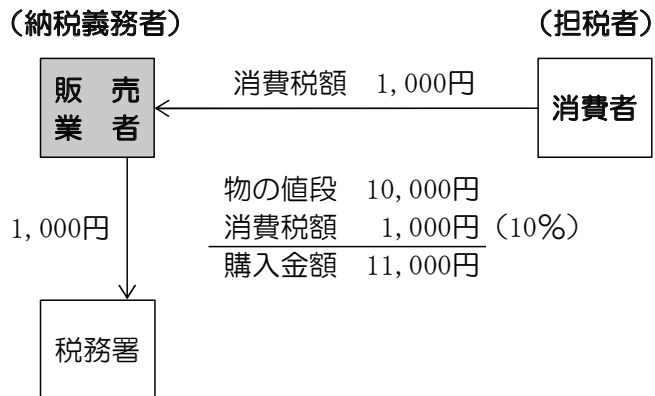
結果、次頁(2)の図において税務署に納付される消費税の累計額は(1,000円)となり、この負担は実質的に消費者が負っていることになるわけです。

裏を返せば、事業者は販売先から預かった消費税を、消費者に代わり間接的に税務署に納付するだけなので、原則的に消費税を負担することはないわけです。

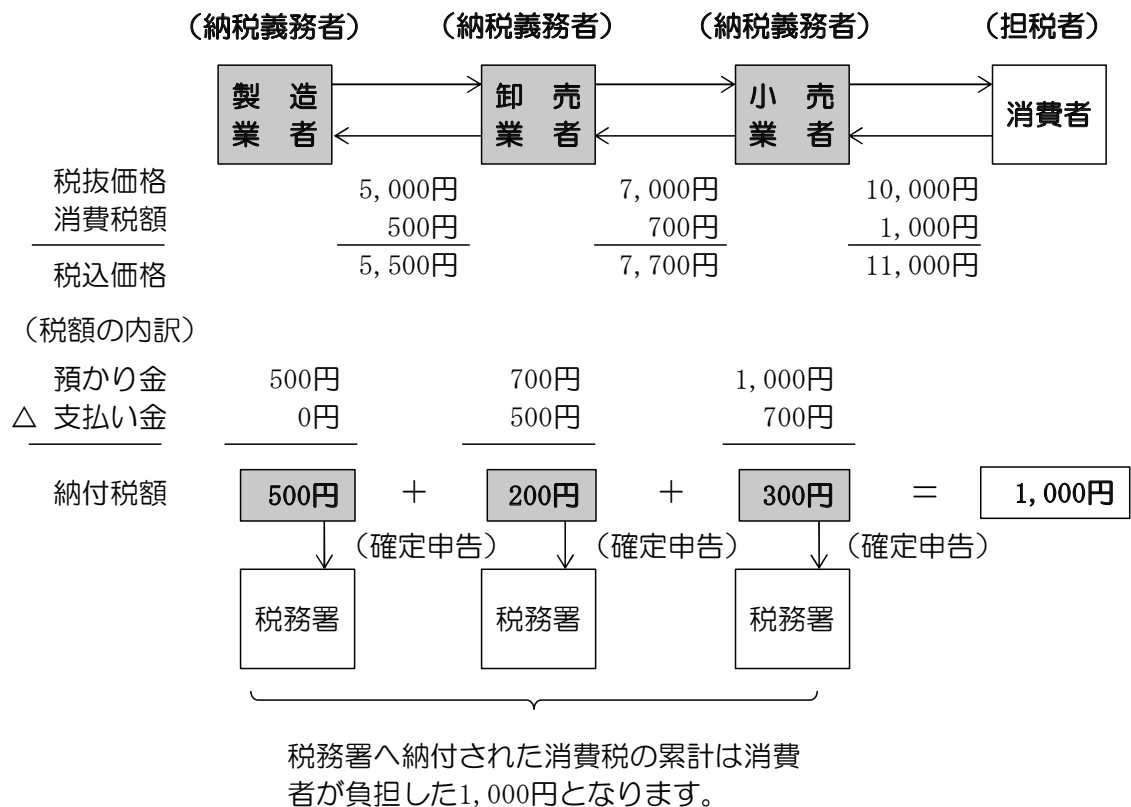
なお、国に納める消費税の税率は7.8%とされていますが、この他に地方自治体に対して2.2%の税率で消費税を納めなければならないため、事業者は7.8%分と2.2%分を合わせた10%相当分を消費者から徴収します。

【納税の仕組み】

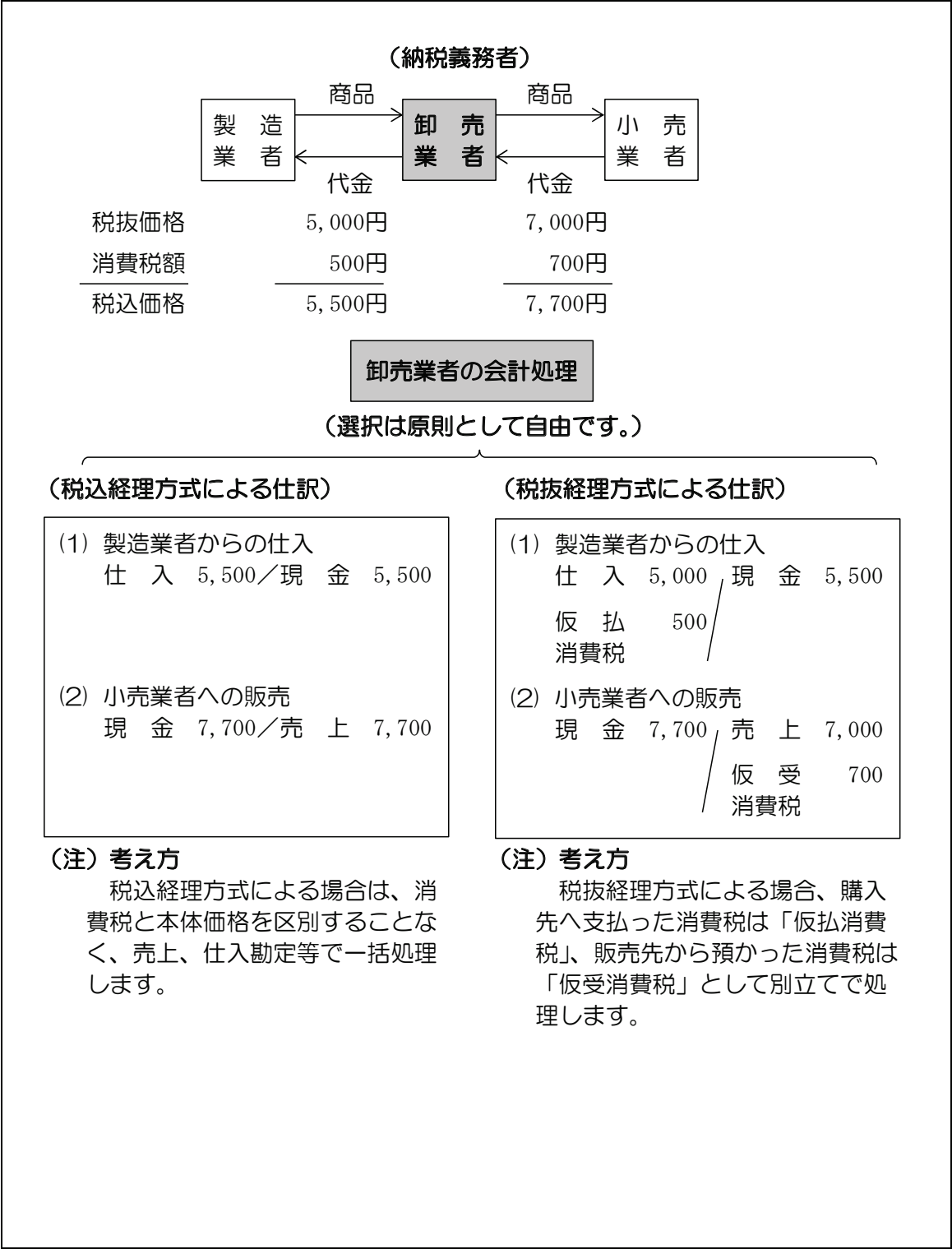
(1) 消費税の流れ1



(2) 消費税の流れ2



【会計処理】



【納付税額の計算】

(税込経理方式による場合)

1. 帳簿の内訳

(1) 売上高	7,700
---------	-------

(2) 仕入高	5,500
---------	-------

2. 納付税額の計算

I 消費税(国税)の税額計算

(1) 課税標準額

$$7,700 \times \frac{100}{110} = 7,000$$

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\% = 546$$

(3) 控除対象仕入税額

$$5,500 \times \frac{7.8}{110} = 390$$

(4) 差引税額

$$(2) - (3) = 156$$

II 消費税(地方税)の税額計算

$$156 \times \frac{22}{78} = 44$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$I + II = 200 \text{ (納付税額)}$$

(税抜経理方式による場合)

1. 帳簿の内訳

(1) 売上高	7,000
---------	-------

(2) 仮受消費税額	700
------------	-----

(3) 仕入高	5,000
---------	-------

(4) 仮払消費税額	500
------------	-----

2. 納付税額の計算

I 消費税(国税)の税額計算

(1) 課税標準額

$$\left[\begin{array}{c} 7,000 \\ + \\ 700 \end{array} \right] \times \frac{100}{110} = 7,000$$

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\% = 546$$

(3) 控除対象仕入税額

$$\left[\begin{array}{c} 5,000 \\ + \\ 500 \end{array} \right] \times \frac{7.8}{110} = 390$$

(4) 差引税額

$$(2) - (3) = 156$$

II 消費税(地方税)の税額計算

$$156 \times \frac{22}{78} = 44$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$I + II = 200 \text{ (納付税額)}$$

(注) 考え方

納付税額は、経理方式にかかわらず、原則として上記のように計算します。
ただし、一定の要件を満たした場合には特例による計算が認められます。